

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

第 204 回国会で改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには 30 人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しているだけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延にともなう新たな業務も発生しています。第 200 回国会で給特法が改正され上限規制が導入されたものの、日教組「20 年学校現場の働き方改革に関する意識調査（Web 調査）」では、週当たりの平均勤務時間が 60 時間 15 分（持ち帰りを含む）となっています。依然として時間外勤務は週平均 20 時間 15 分で、月に換算すると過労死ライン（月平均 80 時間）を超えている長時間労働となっています。加えて、2023 年 4 月から段階的に定年引上げが行われますが、学校現場に円滑に導入するためにはすべての教職員が定年まで働けるよう条件整備が喫緊の課題です。学校の働き方改革やゆたかな学びの保障を実現するためには、小学校高学年の教科担任制における教員の定数増をはじめ、教員の持ち授業時数の軽減にむけた上限設定や加配の増員、少数職種の配置増など教職員定数改善が必要です。また、子どもの学習権を保障し、安全・安心な教育環境を実現するためには、ICT 環境整備をはじめとした教育予算拡充が不可欠です。

2024 年度教育予算において、次の事項の実現をはかるよう要請いたします。

記

- 1 全国的教育水準の確保に不可欠な義務教育費国庫負担制度の国負担率 2 分の 1 への復元を行うこと。
- 2 小学校における教科担任制への教員配置増を含め、子どもたちのゆたかな学びの実現にむけ教職員定数改善計画を策定して、以下の教職員定数改善を行うこと。
 - (1) 小学校 3 年生の 35 人学級実施にあたっては、加配教員の付け替えを行うことなく必要な教員数を配置すること。
 - (2) 小学校高学年の教科担任制のための教員配置改善を行うこと。
 - (3) 学校の働き方改革推進にむけ、小学校では 20 時間、中学校では 18 時間、高等学校では 16 時間など持ち授業時数の上限を設定するとともに、それに

ともなう教員配置改善を行うこと。

- (4) 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」をふまえた1学級の幼児数となるよう教職員配置改善を行うこと。また、養護教員等の配置を行うこと。
- (5) 養護教員、栄養教員の配置基準の見直しを行い、それにもなう配置改善を行うこと。当面は、加配教員の増員を行うこと。
- (6) 事務職員の中学校区ごとの共同学校事務室加配配置改善及び職務・職責の変更にもなう小中学校への省令事務長マネジメント加配を新設すること。また、高等学校事務長の基礎定数を改善すること。
- (7) 通級指導を実施するすべての高等学校への複数の教員加配改善を行うこと。
- (8) 実習教員、寄宿舎教員、現業職員、学校司書の配置改善を行うこと。
- (9) 中学校・高等学校での35人学級の早期実施とさらなる少人数学級の実現による配置改善を行うこと。また、定時制高等学校における20人以下学級の実現による配置改善を行うこと。

3 学校現場における働き方改革等にむけ、必要な予算を確保すること。

- (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、ICT支援員、図書館司書、特別支援教育支援員、看護師、介護職員などの配置拡充・処遇改善を行うこと。

4 教育予算の確保を行うこと。

- (1) GIGAスクール構想のICT環境整備については、ソフトウェア費、保守・機器更新費、光熱費などの予算措置をはかること。同時に、社会的インフラとして、自治体単位で情報アクセス環境を整備すること。また、「一人1台端末」についても、すべての高校生を対象とした上で早期に配備すること。
- (2) 小学校35人学級編制のための教室整備に十分な予算措置や改正バリアフリー法にもなう施設設備改善のための予算措置などを行うこと。
- (3) 学校給食衛生管理の基準を遵守するため、給食調理場の空調設備などの改善充実並びに人員配置のための予算措置を行うこと。
- (4) 高校授業料について、国際人権A規約の趣旨をふまえ無償制に復元すること。当面は、高等学校等就学支援金制度など、就学支援制度の拡充、奨学のための給付金の増額をすること。また、大学授業料の軽減と授業料免除対象

者の拡大と大学生に対する給付型奨学金の拡充等を行うこと。

- (5) 定時制・通信制高校における就職支援員や日本語指導員などの人員配置を講ずること。
- (6) 東日本大震災の「被災児童生徒就学支援等事業」について、引き続き全額国庫負担支援による十分な就学・修学支援に必要な予算確保をはかること。また、支援内容が変更となった「地震・津波被災地域」についても、「原子力災害被災地域」と同様の支援内容とすること。
- (7) 大規模災害の災害等の理由により就学・修学が困難な子ども対象の「被災児童生徒就学支援等事業」について引き続き継続すること。
- (8) 就学援助制度の拡充、特別支援教育就学奨励費の増額及び支給対象を高等学校まで拡大するとともに要件の緩和をすること。
- (9) 教職員の勤務実態と職務の複雑、困難及び責任の高まりに即した給与改善のための予算措置を行うこと。
- (10) 教職員の退職手当に係る調整額区分の適用改善をはかること。
- (11) 国立大学法人運営費交付金の増額と教育・研究の自由が確保される公平・公正な配分、ゆたかな私学教育のための私学助成を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：立憲民主党 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣 】

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査(2022年6月)でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引き上げや大手企業を中心にベースアップ(基本給の引き上げ)などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがある。

よって、政府に対して以下の通り、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取り組みを迅速に推進することを強く求める。

記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。

- 3 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣 】

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）

食品ロス削減推進法が 2019 年 10 月 1 日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した 2021 年度の食品ロス量は 523 万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が 279 万トン、家庭系食品ロス量が 244 万トンとなっている。

現在、世界で約 8 億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画(WFP)では、飢餓で苦しむ人々のために、年間 480 万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その 1.1 倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取り組みを求める。

記

1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2 食品ロス削減に繋がる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長に繋がる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取り組みを一層強化すること。

3 在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ(未利用食品の寄付運動)等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取り組みを一層強化すること。

4 コミュニティフリッジ(公共冷蔵庫)の設置支援

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ(公共冷蔵庫)の設置や運営等への支援制度を整備すること。

5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 】

認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

1 認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。

2 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の

策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

3 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取り組みを、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

4 認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

5 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

6 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総合的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

7 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予

防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのか(認知症ケアパス)、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン)を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 】

ガザ地区の人道危機打開へ即時停戦を求める意見書（案）

パレスチナ自治区ガザ地区の人道状況は、ハマスによる無差別攻撃を契機にしたイスラエルによる大規模攻撃によって、極めて深刻な危機に直面しています。

即時停戦を求める国際世論の高まりの中で、国連総会は10月、緊急特別総会において、敵対行為の停止につながる人道的休戦を求める決議を採択しました。国連安全保障理事会は11月になって、戦闘の人道的休止を求める決議を採択しました。

こうした、国際世論と国連及び関係各国の行動により、一時的な戦闘停止が実現されてきた経過がありました。今こそ、即時停戦が必要です。

現在、国連安全保障理事国である日本は、国際社会における平和と安全の確保のために果たす役割は特に大きく、責任は重大です。人道危機の打開のために努力することは、国際紛争解決の手段としての戦争を永久に放棄した憲法をもつ国としても当然のことです。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、即時停戦を実現するためにあらゆる外交努力を尽くすよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣 】